

産油国会合のMLP市場への影響

Q：産油国会合で増産凍結の合意に至らず、原油価格は下落しましたが、MLP価格も下落しましたか？

ポイント① 原油増産凍結で合意できず

4月17日、原油価格の安定を目指して主要な産油国がカタールの首都ドーハで開催した会合で、原油の増産凍結に向けた協議が行なわれましたが、合意には至りませんでした。会合には、サウジアラビアなど石油輸出国機構（OPEC）加盟国とロシアなどの非加盟国の18カ国が参加しましたが、原油増産を表明しているイランは参加を見送りました。欧米から経済制裁を解除されたイランは、制裁前の生産水準に戻るまで増産凍結には応じない方針で、サウジアラビアがイラン抜きでの増産凍結に反対したことなどから、協議は暗礁に乗り上げたようです。

18日の原油先物市場では、WTI原油先物価格が一時、前週末比で7%近く急落する場面もありましたが、クウェートの石油施設でのストライキの影響などもあり、終値では1.4%の下落にとどまりました。産油国が増産凍結で合意するとの期待から失望売りが膨らんだ一方で、「協議決裂は想定内」と見る向きもあったようです。

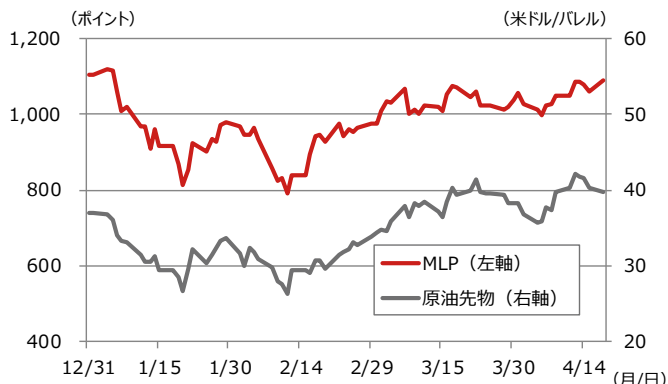
ポイント② 今後発表される2016年1-3月期の配当動向に注目

原油価格が下落した一方で、18日のアリアンMLP指数（トータルリターン）は前週末比で3%上昇しました。原油を取り巻く中長期的な環境や市場心理が少しずつ変化しているからと考えられます。年初から2月にかけての大幅下落は、中国の景気減速観測などから原油需要の減退が懸念されたことも背景にありました。しかし、現在は中国政府の景気下支え政策への期待などで経済指標が好転し、中国の景気減速懸念は幾分緩和しています。また、原油の供給面でも、シェールオイル中心に米国での原油生産量が減少しているなどといった動きがあります。

MLPの予想配当利回りは、2月に一時12%まで上昇（価格は下落）しました。その後、原油価格に底打ち感が見られたことなどからスプレッドが縮小し、利回りは8%台まで低下しましたが、過去比較では高水準にあると考えられ、MLPへの見直しの買い付けが入っていると思われます。足元では、中流MLPの2016年1-3月期の配当発表が始まっており、引き続き前年同期比で増配を発表する銘柄もみられます。今後、MLPの配当動向が市場の注目材料になりそうです。

図1：MLP指数と原油先物価格の推移

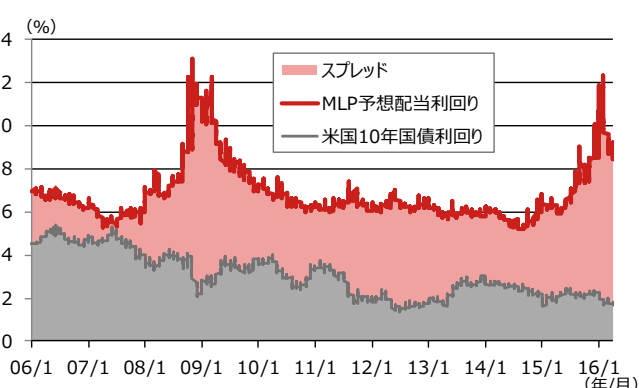
期間：2015年12月31日～2016年4月18日、日次



MLP：アリアンMLP指数（配当込み）、原油先物：WTI原油先物価格（出所）ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

図2：MLPの予想配当利回りと米国10年国債利回りの推移

期間：2006年1月31日～2016年4月18日、日次



スプレッド = MLP予想配当利回り - 米国10年国債利回り
MLP：アリアンMLP指数、米国10年国債：ブルームバーグ・ジェネリック（出所）ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

【野村アセットマネジメントからのお知らせ】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧下さい。

■投資信託に係る費用について

2016年4月現在

<p>ご購入時手数料 《上限4.32%(税込み)》</p>	<p>投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。投資信託によっては、換金時(および償還時)に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。</p>
<p>運用管理費用(信託報酬) 《上限2.1816%(税込み)》</p>	<p>投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> *一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 *ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
<p>信託財産留保額 《上限0.5%》</p>	<p>投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。</p>
<p>その他の費用</p>	<p>上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をご覧下さい。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号

加入協会:一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会